

第4章 「特別支援教育」への展開に向けた都と区市町村との連携と支援

～地域の特別な教育ニーズに対応するため、都と区市町村が連携し、「特別支援教育」体制を充実（指針）～

【改善の方向】

都と区市町村は、それぞれの役割において、小・中学校の通常の学級に在籍するLD等の特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応や心身障害学級の集中化や多様化への対応を図るため、身近な地域における支援体制を整備し、連携・協力して「特別支援教育」を推進する必要がある。

小・中学校の特別な教育的支援を要する児童・生徒のニーズに応じた教育の場として、モデル地域を指定して、特別支援教室（仮称）の設置について検討するとともに校内体制の整備を推進する必要がある。

乳幼児期から学齢期までの支援ネットワークでは、保護者を中心とした子育て相談・支援とも言うべき、就学支援計画の作成が求められる。その際、これまで連携を困難にしてきた原因のひとつである個人情報の共有と管理に十分注意を払う必要がある。

盲・ろう・養護学校に就学し、学籍を置く児童・生徒について、「継続的かつ密接な地域との関係を保つ」という観点から、居住する地域の小・中学校を「地域指定校」とし「副籍」を置くなどして、学齢期においても継続的な地域の教育や福祉の支援を受けられるような新たなシステムを導入するため、モデル地域を指定して検討する必要がある。

学校卒業後の社会参加・自立を目指した教育を充実するために、福祉、労働等の関係機関と連携・協力して、「個別移行支援計画」を作成し、ライフステージに応じた「個別の支援計画」の一つとして、他の支援計画との連続性や一貫性を持たせることが大切である。盲・ろう・養護学校のセンター機能を支援するとともに、小・中学校における「特別支援教育」を推進するために、研修・研究・相談・教育情報の提供など、都の「特別支援教育」に関するセンター的役割として、特別支援教育センターの設置を検討する必要がある。

障害のある子どもたちが、乳幼児期から学校卒業後まで、継続的かつ密接な地域との関係を保ちながら、地域社会の一員として主体的に生きていくことができるよう、効果的な相談体制を構築し、保護者や子どもたちに対する適時・適切な支援を行う必要がある。なお、ライフステージに応じた支援体制を整備し、適切な教育的支援を効果的・効率的に行うためには、新しい障害者基本計画にも規定されているように、教育のみならず、福祉、医療、労働等の幅広い関係機関との連携・協力が不可欠である。

また、学齢期においては、「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」において指摘されているように、通常の学級に在籍するLD等の特別な支援を要する児童・生徒を含む障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行うシステムを構築することが求められており、東京都と区市町村は、それぞれの役割を踏まえながら、連携・協力して「特別支援教育」体制の構築を推進することが求められる。

その際、盲・ろう・養護学校に就学し、学籍を置く児童・生徒についても、「継続的かつ密接な地域との関係を保つ」という観点から、居住する地域の小・中学校を「地域指定校（副籍を置く学校）」とし「副籍」を置くなどして、学齢期においても継続的な地域の教育や福祉の支援を受けられるような新たなシステムを導入するため、モデル地域を指定して検討する必要がある。

1 学齢期における支援体制の充実

東京都の小・中学校における心身障害教育は、学校教育法第75条に定める「特殊学級」である固定学級（知的障害・肢体不自由・病弱・情緒障害）と、学校教育法施行規則第73条の21に定める「通級指導」を行う、通級指導学級（弱視・難聴・言語・情緒障害）を併せた心身障害学級において行われてきた。

心身障害学級のうち、通級学級（現在の通級指導学級）は、都の単独事業として学級編制を行って教員を配置し、通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、心身の障害が比較的軽度で「特殊教育」の対象とされないものに対して専門的な指導を行う場として、国の通級による指導（平成5年）の制度に先駆け、昭和37年から小・中学校に設置されてきたものである。

しかし、第1章の「現状と課題」でも述べたように、対象者の増加に伴う学級の集中化や多様化、通学・通級時間の負担等に加え、新たに通常の学級に在籍するLD等の特別な教育的支援を要する児童・生徒への対応が求められるようになり、小・中学校の「特別支援教育」は、現在、大きな岐路に立たされている。

（1）「特別支援教育」体制の整備 ～心身障害学級から特別支援教室へ～

学校教育法上、小・中学校の設置義務は区市町村にあることから、小・中学校の心身障害学級は、区市町村教育委員会が作成する心身障害教育の基本計画に基づいて設置、運営されている。東京都は、都全体の心身障害教育の中での心身障害学級の役割を勘案しながら、区市町村の心身障害学級に対する指導・助言を行うとともに学級編制についての同意を行っている。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童・生徒に対する新たな教育ニーズに対応するため、区市町村教育委員会及び都教育委員会においては、小・中学校における「特別支援教育」体制の充実に向けて、これまでの心身障害学級を見直し、国の制度改正の動向も見据えながら、特別支援教室（仮称）の設置について検討する必要がある。

特別支援教室（仮称）は、児童・生徒が、特別支援教室（仮称）を設置する学校の通常学級に学籍を置きながら、専門的な指導を受けることを基本とするものであり、設置にあたっては、児童・生徒の教育ニーズに応じて、弾力的に週の指導時間や指導の形態を選択できるように工夫する必要がある。また、実施にあたっては、モデル地域による研究を実施するなど、国の動向等も踏まえながら設置の在り方について検討する必要がある。

今後の「特別支援教育」を推進していくためには、必要な条件整備を図ることが求められる。このため、国の動向を見極めながら、都と区市町村が連携して、それぞれの役割に基づ

いて整備を進める必要がある。また、教員配置など、新たな制度改革を伴う条件整備については、国に対して十分な体制が確保できるような制度となるよう、強く要望していく必要がある。

(2) 特別支援教室（仮称）の在り方

各区市町村における心身障害学級の設置については、学習集団としてのまとまりの確保や効果的な施設・設備の利用などの観点から、これまでは複数の学校に心身障害教育の拠点として学級を設置する方法により実施してきた。

このいわゆる固定の心身障害学級においては、障害のある児童・生徒が一定の集団を形成して社会性をはぐくみ、安定した人間関係の中で成長することを可能とするなどの成果をあげてきた。

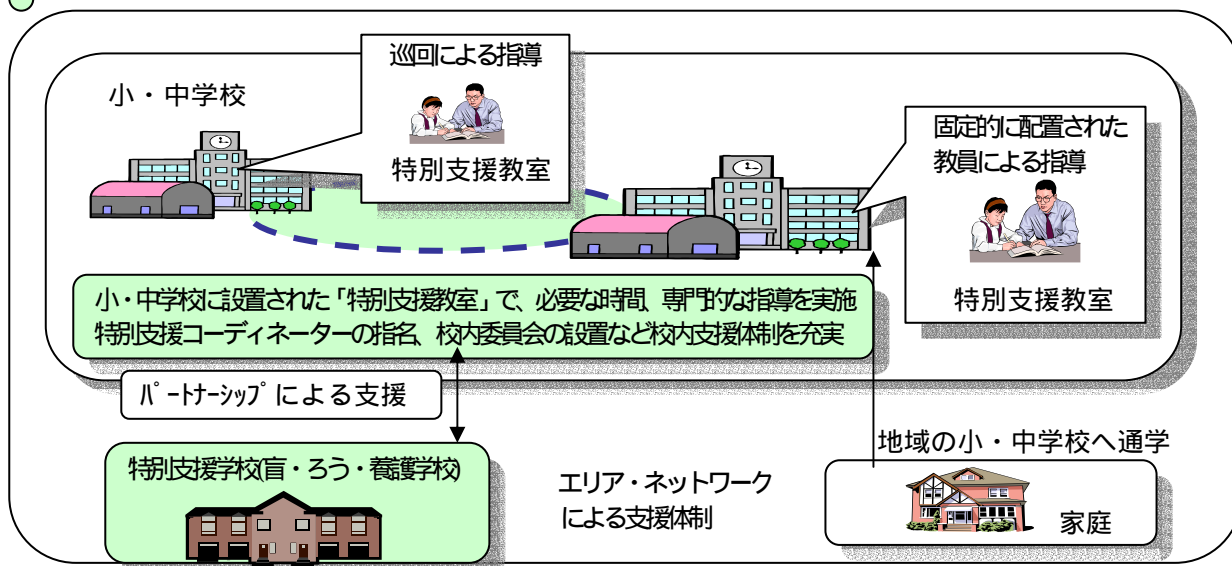
また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童・生徒の一部は、自校や他校に設置された通級指導学級に必要な時間通級して指導を受けてきた。

この通級指導学級においては、地域や通常の学級の児童・生徒との関係を継続しながら、専門的な指導を受けることを可能にするなどの成果をあげてきた。

特別支援教室（仮称）は、「特別支援教育」担当の教員が、特別支援教室（仮称）を訪問し、週の数時間のみ巡回指導を行う形態や、従来の固定の心身障害学級のように、「特別支援教育」担当の教員を固定的に配置し、週の相当数の時間を特別支援教室において指導する形態など、児童・生徒や保護者の多様なニーズに応じて、選択が可能となるような柔軟な形態が望まれる。また、教育ニーズに応じて医療・心理・発達等に関する専門家が巡回して指導を行うことも検討する必要がある。

特別支援教室（仮称）は、児童・生徒が専門的な指導を受ける場であるとともに、「特別支援教育」担当教員が、「特別支援教育」のリソースルーム^(*)37)として、学級担任等に対する情報提供を行う場としての役割も担うことが求められる。

LDやADHD、高機能自閉症を含む小・中学校の障害のある児童・生徒が、通常の学級に学籍を置きながら、専門的な指導が必要な時間、巡回による指導や固定的に配置された教員による指導を受ける。そのため、現在設置されている心身障害学級の在り方を見直し、小・中学校に「特別支援教室」（仮称）を置く。



(3) 校内の組織体制の整備

今後、小・中学校においては、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じた教育や指導の専門性を高めることが重要であり、教員の専門性の向上や校長のリーダーシップの発揮に加え、学校全体で「特別支援教育」のための校内体制の整備を進めていく必要がある。このため、「在籍する児童生徒の実態を把握し、特別な教育的支援を要する児童生徒の指導について検討を行う機能を担う」組織として、特別支援教室（仮称）を設置するすべての小・中学校に、校内委員会を置く必要がある。校内委員会を設置するに当たっては、生活指導委員会や進路指導委員会など既存の校務分掌組織を活用することも有効である。また、中学校においては、校内委員会に教育相談の機能をもたせることを意図して、スクールカウンセラーを委員会の一員に加えることも検討する必要がある。

さらに、各学校においては、「特別支援教育」を充実するため、学校経営の重点方針としてとりあげ、校内研修・研究を推進するなどして、特別支援教育に対する校内の共通理解を図ることが大切である。

2 ライフステージに応じた支援体制の充実

これまで、障害の発見から始まる、子どもやその家族への支援は、医療・保健、福祉、教育、労働等の機関において、個々にその充実に努めてきたところである。支援計画に相当するものとして、就学前においては、乳幼児発達支援センター等の福祉機関による「療育プログラム」、学齢期においては、盲・ろう・養護学校や心身障害学級における「個別指導計画」がある。

しかし、計画の連続性という点において十分とはいえない状況にあり、これら既存の支援計画に一貫性を持たせ、障害のある児童・生徒に対して乳幼児期から学校卒業後まで、継続的な支援を行うことを目的とする「個別の支援計画」の提供が求められるところである。

今後は、関係機関の密接な連携の下に、障害のある児童・生徒等のライフステージに応じて、関係機関の代表や専門家等から構成する支援チームを編成し、「個別の支援計画」の策定や充実に努める必要がある。

(1) 特別支援プロジェクトによる支援体制の充実

「特別支援プロジェクト」については、第2章でエリア・ネットワークの機能の一つとして提起したところであり、区市町村の教育、保健・医療、福祉、労働等の関係者や専門家により編成された支援チームにより、ライフステージに応じた「個別の支援計画」の作成・提供を目指すものである。

「特別支援プロジェクト」を編成するに当たっては、区市町村における関係各課の連絡調整会議や東京都の関係各局の局間連絡会議を組織し、プロジェクトの円滑かつ効果的な活動を支援する必要がある。

乳幼児期から学齢期までを繋ぐ「就学支援計画」

乳幼児期から学齢期までの支援ネットワークでは、保護者を中心とした子育て相談・支援とも言うべき、就学支援計画の作成が求められる。就学支援計画により、関係機関

が相互にその役割を確認し、より効果的にそれぞれの機能を発揮できるようにすること、適切な教育環境を整備・提供するための情報交換が行えること、保護者が障害のある子どもやその家庭を含めたライフステージに見通しを持てるようになることなどの効果が期待できる。

その際、これまで連携を困難にしてきた原因のひとつである個人情報の共有と管理に十分注意を払う必要がある。情報の引継ぎや共有に当たっては、「就学支援計画」を作成することに対する保護者の同意を得ること、関係機関間の引継ぎ内容を保護者が確認すること、保護者を交えたケース会議を実施することなど、特別支援プロジェクトによる支援ネットワークを利用することに対して保護者の同意を得ておくことが大切である。

学齢期における「個別指導計画」

一人一人の教育ニーズを把握し、個に応じた指導を充実させるためには、個別指導計画の一層の充実が求められる。小学校、中学校の各学校段階に応じた計画の充実と学校段階間の計画の連続性を図るとともに、今後は、学齢期における「個別の支援計画」の役割を担う必要があることから、保護者はもとより、専門家を含めた計画、実施、評価に加えて、学校として保護者や都民に対する説明責任を果たしていくことが求められる。

また、盲・ろう・養護学校では、児童・生徒が「副籍」を置く「地域指定校（副籍を置く学校）」との交流教育の計画を「地域指定校（副籍を置く学校）」と連携して個別指導計画に位置づけることが重要である。

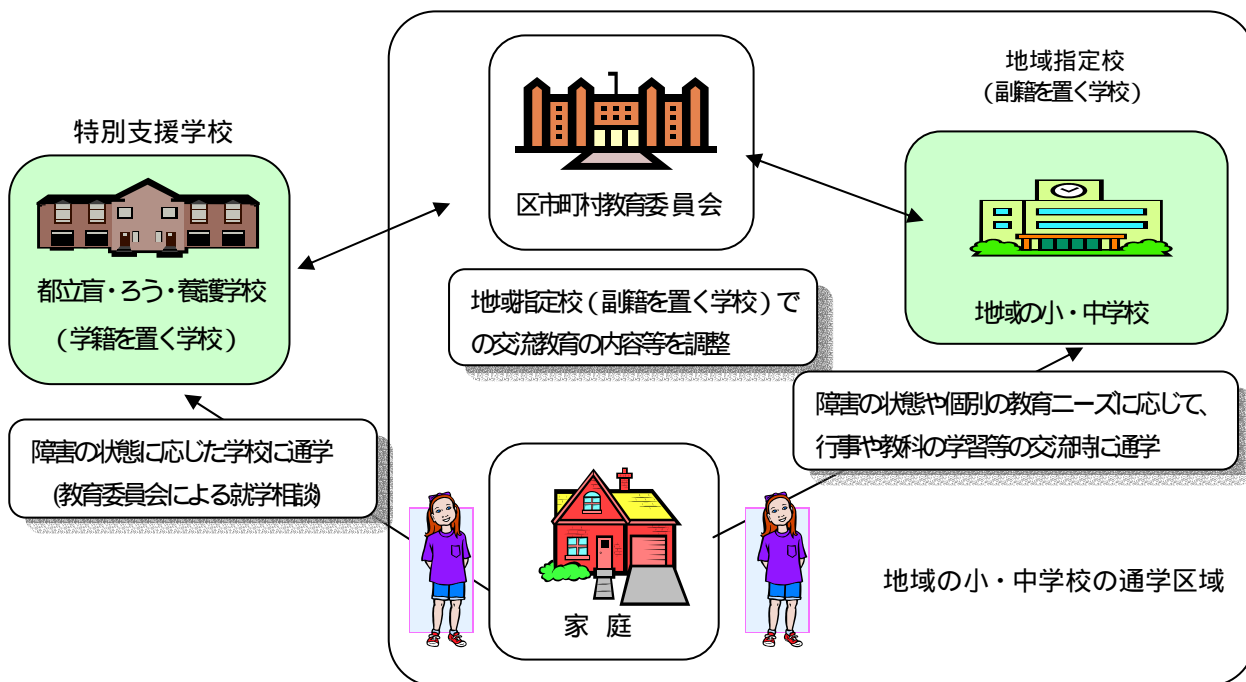
後期中等教育期から学校卒業後を繋ぐ「個別移行支援計画」

学校卒業後の社会参加・自立を目指した教育をより一層充実するためには、卒業後の生活に密接に関係する福祉、労働等の関係機関との卒業前からの連携・協力が必要である。そのため、概ね在学中の3年間、卒業後の3年間を通した「個別移行支援計画」を作成するとともに、ライフステージに応じた「個別の支援計画」の一つとして、他の支援計画との連続性や一貫性を持たせることが大切である。

(2) 地域指定校と副籍の導入

盲・ろう・養護学校に就学し、学籍を置く児童・生徒については、学齢期において地域との関係が希薄になりがちであるという指摘がある。継続的かつ密接な地域との関係を保つために、居住する地域の小・中学校を「地域指定校（副籍を置く学校）」とし「副籍」を置くことで、学齢期においても継続的な地域の教育や福祉の支援を受けられるような新たなシステムを導入することが求められる。導入にあたっては、モデル地域を指定して検討する必要がある。

盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒が、住所を有する地域を学区とする小・中学校を地域指定校として「副籍」を置き、障害の状態や教育ニーズに応じて、地域指定校と交流することで、学齢期においても地域との関係を継続できるようにする。そのため、区市町村教育委員会は、盲・ろう・養護学校に就学した児童・生徒の「副籍」を学齢簿に記載し、地域指定校に通知するとともに、交流教育の内容等について、地域指定校と盲・ろう・養護学校間で調整を図る。



(3) 特別支援教育センターの設置

盲・ろう・養護学校のセンター機能を支援するとともに、小・中学校における「特別支援教育」を推進するために、研修・研究・相談・教育情報の提供など、都の「特別支援教育」に関するセンター的役割として、特別支援教育センターの設置を検討する必要がある。